

資料紹介 徳山二位法印則秀肖像について

中川 創喜

Introduction of historical records

—A Focus on TOKUNOYAMA Norihide portrait

NAKAGAWA Itsuki

本稿は、令和六年(二〇二四)度に岐阜県博物館が収集した、「徳山二位法印則秀肖像」について紹介するものである。本像は、既に自治体史等⁽¹⁾でも写真が掲載されており、その存在が知られている資料であるが、改めて掲載することで現況の報告としたい。

(1) 徳山則秀肖像の概要

本像は、絹本着色の掛軸装で、寸法は全体：縦一八〇cm×横四五cm、本紙：縦九六cm×横三三cmを測る。箱蓋表書には「徳山家肖像軸」とある。

像主の徳山秀現^(ひであき)(則秀、一五四四〜一六〇六)⁽²⁾は、美濃国大野郡徳山の土豪・徳山氏の一族である。通称、五兵衛。入道後は秀現^(シヨケン)、昌琢、英久と号した。柴田勝家に仕え、越前の民政面や交通において重要な役割を果たした。天正十一年(一五八三)賤ヶ岳の戦いでは勝家に従う。この戦いで勝家が自害した後、前田利家に仕えた。利家の没後は徳川家康の仕え、美濃国徳山及び各務郡を中心に五〇〇〇石の知行地を与えられ、旗本徳山氏の初代となった。慶長十一年十一月二十二日、六十三歳で没し、徳山の増徳寺に葬られた⁽³⁾。旗本となった徳山氏は各務郡西市場村に更木陣屋を構えた。

秀現は実名を「則秀」とする史料があることから、一般に徳山則秀と呼称される場合が多く、本像も同様に像主を則秀と表記する。ただし、入江康太氏によって、「則秀」は一次史料に記載されておらず、確認できるのは「秀現」であることが指摘されている⁽⁴⁾。なお、本稿では混乱を避けるため、史料に「秀現」と表記される場合を除き、「則秀」で統一した。

さて、本像は則秀の入道後と思われる剃髪姿を描いたものである(写真①)。上置に茵を敷き、その上に右を向いて坐す。左手で中啓を持ち、右手は膝に添える。腰刀を差し、左脇には衛府太刀拵の太刀が置かれている。衣には桔梗、茵と腰刀には地紙丸、袴には十六葩菊の紋が配されており、これらはいずれも徳山家の家紋である。

賛文は、本紙の上側に空いた空間を埋めるように書かれる。後段の識語から、制作年代は安永七年(一七七八)三月で、賛・画ともに桑原長視によるものであることがわかる。桑原長視(一七二七〜一七七九)⁽⁵⁾は、五条権中納言為範の四男で、桑山長義の養子となつた公家である。桑山家は菅原氏の一流、五条家の傍流で、紀伝道および詩文を掌ることを家職とした。資格は半家、新家。家祖・桑原長義の嫡子・適長が早世したため、長視が享保十七年(一七三二)四月に遺領を相続した。長視は同二十一年十二に穀倉院学問料を賜り、元文四年(一七三九)二月に元服し昇殿を聴され、文章得業生に補任される。同年十月には従五位下・刑部大輔に叙任された。以降、累進して寛延三年(一七五〇)正月に従四位下に叙される。寛保三年(一七四三)八月には宮内権大輔に任じられ、延享五年(一七四八)三月から宝暦四年(一七五四)正月まで文章博士を兼ねた。長病のため、同七年十月に宮内権大輔を辞官。同十年正月には位記を返上した。安永八年八月二十三日に五十三歳で没した。本像は長視の晩年・五十二歳の作である。長視は他に「北野天満宮縁起」(光起本)の詞書(巻中第十二)⁽⁶⁾や「菅氏録」の撰録で知られている。

賛(写真②参照)は、徳山氏の出自、則秀の履歴について記されており、後段には桑原長視による識語がある。識語によれば、長い年月を経て朽損し修復できなくなった旧像および略伝を七代・徳山頼意の求めに応じて再制作したとある。その際、伝文(賛)は一字も改めず、衣紋については意案を加えたことが書かれている。旧像(原像)の現存は管見の限り確認できないが、識語を信じれば本像は復興画にあたる。

画賛は次の通りである。なお、改行は原本により、翻刻は可能な限り原本の字体のまま示した。

【画賛】

徳山二位法印則秀肖像

徳山氏者其先出將軍坂上田村麿自田村麿廿五代曰右金吾貞信有女子無男子因土岐美濃守頼世之男七良二郎頼長為婿改貞長其子曰貞次母貞信女也後侍從兼出羽守又改教長自教長四代徳山則秀天文十三甲辰年正月十一日生於濃州徳山北出邑幼名孫三郎後號五兵衛尉父兵庫允貞孝母多治見修理亮國秀女則秀實貞孝三男也為家嫡矣則秀者當家中興之豪傑也仍繼惣領職崛起於徳山蠶食隣邑以勇力掠畧近國漸以強大也遂領廿四萬石而為加州御幸塚之城主故一族皆服從其麾下屬于織田信長公之幕下所々軍功不可枚舉也其十之二載在史録信長公遭害之後豊臣秀吉公與越前牧柴田修理亮勝家結兵之日叛秀吉公屬于柴田蓋勝家之甥佐久間玄蕃允盛政以為則秀之婿故也既而江州柳箇瀨之合戦柴田不利勝家盛政等悉就死因暫蟄于高野山寶珠院復往于加州從前田利家卿是外戚因故也利家卿薨後 東照神君召則秀於駿府先是為入道號秀現着法衣拜謁 神君乃賜本領徳山及五千石采地而叙法眼且侍座御側每評論軍旅之可否慶長十乙巳年四月叙二位法印此時以有馬泰浦金森徳山徳永桑山新庄等稱七法印餘皆三位法印也秀現獨叙二位法印者以為四位侍從故也慶長十一丙午年十一月廿一日卒于時六十三葬于徳山法幢山増徳禪寺裡法諡青雲院殿二位法印傑叟玄英大居士同所崇于二位靈神

舊像及略傳歷年序而不可補蝕朽然七世的裔五兵衛尉頼意數請使予再書画予素採筆如梓雖然不堪固辭遂應需蓋傳文不改一字到其衣紋聊加意案而已

維時安永七歲戊戌春三月 致仕菅原朝臣長畧画併書 (印) (印) (印)

【大意】

徳山氏はその祖を將軍・坂上田村麻呂とする。田村麻呂より二十五代を右金吾貞信という。貞信には子に女子がいたが、男子はなく、土岐美濃守頼世の子・七郎次郎頼長を婿とした。頼長は貞長と改名した。貞長の子を貞次といい、貞次の母は貞信の娘である。貞次は侍從と出羽守を兼ね、教長と改名した。教長から四代、徳山則秀は天文十三年正月十一日に濃州北出村で生まれ、幼名は孫三郎、後に五兵衛尉と号した。父は兵庫允貞孝、母は多治見修理亮國秀の娘。貞孝の三男。則秀は当家中興の豪傑である。惣領職を継ぎ、徳山に於いて崛起する。隣村近國に侵攻し、次第に勢力を拡大して、二十四萬石を領する。加州御幸塚の城主となり、一族は皆則秀に従った。織田信長公の幕下に属し、所々に於いて軍功をあげることができないほどである。信長公遭害(本能寺の変)の後、豊臣秀吉公と柴田修理亮勝家が争った際は、秀吉公に叛き柴田に属する。これは勝家の甥・佐久間玄蕃允盛政が則秀の婿であったからである。江州柳ヶ瀬の合戦(賤ヶ岳の戦い)で柴田方は利せず、勝家・盛政が死去すると、則秀は高野山宝珠院に蟄居した後、ふたたび加州に戻り、外戚であった前田利家卿に従う。利家卿の薨去後、東照神君(徳川家康)が則秀を駿府に召すと、則秀は先ず入道し秀現と号し、法衣を着し神君に拜謁し、本領徳山及び五千石の采地を賜る。法眼に叙され、家康の側近くに任せ、軍旅の可否を評論する。慶長十年四月二位法印に叙される。この時有馬・松浦・金森・徳山・徳永・桑山・新庄らを七法印と称する。他は皆三位法印である。秀現が一人二位法印に叙せられたのは、四位侍從であったからである。慶長十一年十一月二十二日に没す。年六十三。徳山法幢山増徳寺に葬られる。青雲院殿二位法印傑叟玄英大居士と諡し、二位靈神として崇める。(後略)

(2) 徳山重政画像について

則秀像と同時に桑原長規によって制作された肖像画に「徳山重政画像」がある。重政

像の原本は所在が不明であるが、東京大学史料編纂所所蔵の模本が今に伝わっている（写真④）。徳山重政（二六一五〜一六八九）⁸は、旗本徳山氏の三代で、則秀の孫にあたる。寛永十一年（一六三四）に父・直政の遺領を継ぎ、知行三千二百石。万治三年（一六六〇）三月に江戸本所の屋敷割、道橋普請を奉行した。このとき亀戸天神を創建し、深川に長慶寺を建立した。元禄二年六月二十九日に七十五歳で没した。

重政像は右手に扇を持ち、烏帽子かぶる狩衣姿で上畳に坐す姿を描く。刀掛けには桔梗と地紙丸、単には地紙丸の家紋が配されている。上部の賛文には、像主である重政の誕生から死没までの実績が記され、後段に桑原長視の識語が続く。ここでもやはり旧像および略伝を頼みの求めに応じて再制作し、伝文（賛）は一字も改めず、衣帽については意案を加えたことが記されている。則秀像と同様に旧像（原像）は確認できていない。

画賛について、則秀像が徳山氏の出自から説き起こすのに対し、重政像は「徳山重政者二位法印即秀之孫」と説き起こし、重政の履歴のみを記している。このことから、則秀像と重政像は二幅一対として制作されたものと考えられる。制作された安永七年は、重政の九十回忌にあたる。参考のため以下に画賛の全文を挙げる。

【参考】徳山重政画像賛

徳山重政者二位法印則秀之孫直政之嫡子也母竹中氏繼母板倉氏元和元年乙卯生于武州江戸童名九十郎又名権十郎後號五兵衛尉受父讓而領三千二百石余 台徳公奉仕寛永八年辛未拜書院直郎又有駿府於在城之命而彼城為監造長也其後奉使於諸国乎所謂豊州府内撰州有馬三州苜屋筑州久留米等也 台徳公薨後更 嚴有公奉仕萬治三年庚子有釣命而令重政築新地於本所深川此時亀戸邑普神祠及深川長慶禪寺草創也在役十有余年終功寛文元年辛丑為其賞賜本所於邸地同十年庚戌為支計司長同十一年再賜田安於邸地十有余年為績功天和元年辛酉告老而致仕貞享三年丙寅嫡子重年讓家領又二子重次食邑之中五百石之地頒與之為別家也重政隱居而號入道浄雲

元禄二年己巳六月廿九日卒年七十五葬于蟠龍山長慶禪寺裡法諱一心院殿
蟠龍浄雲大居士又崇于世續彦靈神

舊像及略傳歴年序而不可補蝕朽然五世的裔五兵衛尉頼意數請使予

再書画予素採筆如梓雖然不堪固辞遂應需蓋傳文不改一字到其衣帽

聊加意案而已

維時安永七戊戌歲春三月

致仕菅原朝臣長跡画併書（朱印）（朱印）

（3）徳山家の家譜と肖像画制作の背景について

肖像制作の背景を探るため、旗本徳山家に関する家譜について確認したい。徳山氏の系図類については、既に上村惠宏氏⁹がまとめられているため、ここでは同氏の研究に抛りながら、補筆して整理する。

まず、徳川幕府による官選系図として、『寛永諸家系図伝』¹⁰（寛永二十年・一六四三成立、以下「寛永伝」と略す）、『寛政重修諸家譜』¹¹（文化九年・一八二二完成、以下「寛政譜」と略す）がある。

旗本徳山家に伝わったものには、「遺直伝来集」¹²（以下、「遺直集」と略す）、「徳山氏系図三卷」¹³（以下、「徳山氏系図」と略す）、「土岐家伝大系図」¹⁴（以下、「大系図」と略す）などがある¹⁵。これらを含む徳山家の文書は平成三年（一九九一）に徳山稔氏から岐阜県歴史資料館に寄贈されている。このうち「遺直集」は全文が翻刻されており、「徳山氏系図」は『揖斐郡志』¹⁷に一部が活字化されている。

一方、岐阜県歴史資料館に寄贈されず、徳山家の手元に残されたものに「土岐家伝系図」¹⁸「別本土岐家伝系図」¹⁹があり、平成二十三年に稔氏から徳山氏の菩提寺である増徳寺に奉納されている（以下、「土岐家伝系図」を「増徳寺本1」、「別本土岐家伝系図」を「増徳寺本2」と略す）。

また、各務原市内の安積家に伝わった系図に「土岐家伝系図」²⁰（以下、「安積家本」と略す）

がある。安積家は徳山氏本家分家の相給村である野口村庄屋を務めた家である。この「安積家本1」は、「徳山氏系図（土岐家之系、土岐家伝系図）」（以下、「安積家本1」と略す）、「徳山氏別巻系図」（以下「安積家本2」と略す）、「徳山氏一族系図」からなる。このうち、「安積家本2」が『徳山村史』に活字化されている。⁽²³⁾ 他には、則秀の伯父・貞隆（二郎右衛門）の系統に伝わった「徳山家系図」がある。⁽²⁴⁾

これらの系図のうち、則秀像画賛と深く関係する史料として、「増徳寺本1」に記された秀現の項目を以下に示す。改行は原本による。

【参考】土岐家伝系図（増徳寺蔵、部分）

秀現 徳山五兵衛尉 従四位下侍従 二位法印

旗幕紋所 地紙丸 合驗扇骨

則秀

秀現者當家中興之豪傑也仍繼物領職

崛起於濃州徳山蠶食隣邑以勇力

掠略近国漸以強大遂領二十四万石而

為加笏御幸塚城主故一族皆服從其

麾下屬織田信長公之幕下所々之軍

功不可枚挙也其十之二者載在史録

信長公遭害之後羽柴秀吉公与越前牧

柴田修理亮勝家結兵之日叛秀吉公属

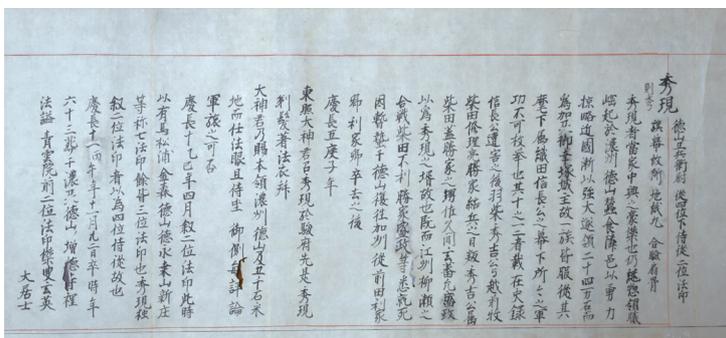
柴田蓋勝家之甥佐久間玄蕃允盛政

以為秀現之婿故也既而江州柳瀬之

合戦柴田不利勝家盛政等悉就死

因暫蟄于徳山復往加州従前田利家

卿利家卿卒去之後



慶長五庚子年

東照神君召秀現於駿府先是為秀現

剃髮著法衣拜

大神君乃賜本領濃州徳山及五千石采

地而任叙法眼且侍坐 御側每評論

軍旅之可否

慶長十乙巳年四月叙二位法印此時

以有馬松浦金森徳山徳永桑山新庄

等称七法印餘皆三位法印也秀現独

叙二位法印者以為四位侍従故也

慶長十二丙午年十一月廿二日卒時年

六十三葬于濃州徳山ノ増徳禪寺裡

法諭青雲院殿二位法印傑叟玄英

大居士

「當家中興之豪傑也」で始まる秀現（則秀）の履歴は、多少の文言の違いはあるものの、則秀像の画賛とほぼ同文である。「増徳寺本2」「安積家本1」が同系統の履歴を伝える。画賛や家譜等の史料が示す則秀の事績は、必ずしも歴史的事実を示すものとは限らないが、⁽²⁵⁾ 則秀が後世の徳山家中でどのように認識されていたかを示す点で興味深い。則秀は貞孝の三男であり、また貞孝も兄・貞隆がいたため、徳山家においては庶流に位置付く。にもかかわらず、則秀は惣領職（一族統率権）を継ぎ、武功をたて、最終的に徳川家康に仕官し、旗本として家を残したことで、徳川家中興の人物とされている。家譜等によれば元康（貞秀、長兄）、元連（貞豊、次兄）、秀貞（弟）、光康（則康、甥）、俊直（甥）、貞則（従兄弟）、秀興（従兄弟）、秀堅（又従兄弟）、秀久（又従兄弟）ら一族が則秀に従ったとされる。

さて、前置きが長くなってしまったが、系図を一覧すると、頼意・頼福の代で終了している系図が多いことに気付く。「徳山氏系図」冒頭の系図や「安積家本2」は頼意の明和七年（一七七〇）四月朔日で終了している。また、「増徳寺本1」は安永九年（一七八〇）八月二十日の頼意隠居、頼福の家督相続で終了しているため、これらの系図は頼意の代に作成された可能性が高い。特に「徳山氏系図」冒頭の系図は則秀の代と直政の代の間に「附録頼意」と記されており、直政以降の系図については頼意によって編纂され追加されたことが判明する。⁽²⁶⁾

徳山家文書の中には徳山重政から頼福までの母方の系図を収録した「徳山氏母方系図」⁽²⁷⁾がある。この系図には竹中氏（重政母方）、細川氏（重俊母方）、有馬氏（同）、中山氏（同）、水野氏（同）、下間氏（頼屋母方）、山口氏（同）、池田氏（同）、織田氏（同）、西尾氏（同）、寺澤氏（同）、戸川氏（同）、藤枝氏（同）、弓矢多氏（同）、長谷川氏（頼意母方）、服部氏（同）、朽木氏（頼福母方）、川口氏（同）、菅谷氏（同）の系図と徳山氏の系図からなる。徳山氏系図には徳山貞信から頼福までが掲載されているが、頼意・頼福には没年の記載がなく、やはり頼意・頼福の代に作成された可能性がある。なお、このうち竹中氏、細川氏、有馬氏、中山氏、水野氏、下間氏、織田氏、藤枝氏、川口氏、菅谷氏の系図は「徳山氏系図」にも収録されている。他にも「大系図」が作成年代不明ながら頼意・頼福の代で終了している。

また、頼意の代である宝暦十年（一七六〇）五月には、更木八カ村入会地の割本を務めた赤座家に対し、同家に伝わる二位法印秀現書状の写しを作成させ献上させている。⁽²⁸⁾ 具体的な動機は不明ながら、頼意の存命中と思われる時期に徳山家中で家譜の編纂や在地にのこる先祖の古文書を把握する動きが確認できる。

則秀像・重政像はこのような背景のもとで制作された。則秀・重政の肖像画が（再）制作された理由の一つとして、徳山家の中でも二人が没後に霊神として崇められた存在であったことが挙げられよう。それぞれの画賛にも記されている通り、則秀は「二位霊神」、重政は「世続霊神」の号で祀られている。

時代が下るが、「遺直集」には、十代・秀起の代の文化十四年（一八一七）に則秀が、文政元年（一八一八）に重政が尾州衣ヶ浦五行神明宮から霊神勧請を受けた記録（それぞれ「徳則霊神」「富萬霊神」）が残っている。旗本徳山家歴代当主の中でも初代・則秀、三代・重政は特別視されていたものと思われる。

（4）資料の来歴

則秀像の伝来事情については不明確な部分も多いが、可能な範囲で来歴を辿ってみた。則秀像と重政像は徳山頼意の依頼で作成された後、徳山家に伝来した。徳山家は十二代・秀堅の時に明治維新を迎え、秀堅は徳川慶喜に従い駿府へ移ったが、その家族は陣屋のあった西市場村へ帰農した。⁽²⁹⁾ 十五代・秀富は、二代那加村村長を務め、明治三十年に没した。

大正十一年、東京帝国大学史料編纂掛（現東京大学史料編纂所）によって、徳山ひさ（秀富妻）所蔵資料のうち中世文書や前述の「遺直集」「大系図」「増徳寺本1・2」が謄写され、徳山重政画像の模本が作成されている。則秀像については情報が残っておらず、この時期に徳山家で所蔵されていたかは不明である。

その後、則秀像は徳山家の手を離れ、赤座家で所蔵されたい。『稲葉郡那加村史料』⁽³⁰⁾によれば「徳山二位法印則秀肖像讚」の項に「（赤座家所蔵）」と記されている。同書は昭和十一年に赤座家所蔵の古書類を写したものを掲載しているため、遅くとも昭和十一年時点では徳山家から移動していたことがわかる。なお同書では則秀像の次項に「徳山重政畫像賛」が掲載されており、重政像も赤座家に伝わったと推測もできるが、所在について明確に記されておらず、判然としない。

則秀像はさらに昭和五十九年（一九八四）までに各務原市那加西市場町の坂井順雄氏所蔵となっている。坂井家は江戸時代、西市場村庄屋を務めた家である。坂井家の所蔵になるまでに重政像とは別れてしまったものと思われる。

その後、時期は不明ながら、坂井家から東京都の個人の手に渡り、各務原市内から流

出したという。⁽³²⁾平成十六年三月には「坂井順雄氏旧蔵」とされており、⁽³³⁾それ以前に坂井家の手を離れたことがわかる。なお、現状(写真⑤)と坂井家所蔵の時期に撮影された画像(写真⑥)を比較すると表装が異なっており、坂井家の手を離れた後に、再表装されたことが判明する。⁽³⁴⁾

おわりに

以上、雑駁ではあるが、新収蔵資料の「徳山二位法印則秀肖像」について、制作の背景や来歴などを概観した。「当家中興之豪傑」と評される、徳山則秀は徳山家中興の祖、旗本徳山家の始祖として重要な存在であった。

則秀像は徳山頼意の求めにより、安永七年に桑山長規によって制作された。頼意の代には徳山家の家譜の編纂が行われており、そこに記された則秀の事績は則秀像の賛文とも共通したものである。則秀像(および重政像)は、徳山家の手を離れた後も各務原市内で受け継がれてきた。一方で、どのような経緯で赤座家、坂井家に伝来したかなどは判然とせず、今後の課題としたい。

旗本徳山家については、岐阜県歴史資料館所蔵の「徳山家文書」を中心に研究が進んでおり、⁽³⁵⁾また陣屋の遺構の発掘調査の成果が報告されている。⁽³⁶⁾本稿はさらなる研究の進展を期して資料紹介を試みたものである。紹介資料が郷土史・徳山氏研究の一史料として活用されることを願って擲筆する。

【謝辞】

本稿執筆にあたり、各務原市歴史民俗資料館、岐阜県歴史資料館、増徳寺、宮崎文庫記念館の皆様には資料調査等でご協力・ご教示を賜りました。記して御礼申し上げます。

註

(1) 一例として、各務原市教育委員会編『各務原市史 史料編 近世Ⅰ』(各務原市、

一九八四年) 口絵。

(2) 『岐阜県史 通史編 近世上』(岐阜県、一九六八年) 三九三頁、高柳光壽・松平年一『戦国人名辞典増訂版』(吉川弘文館、一九七三年)、佐藤圭「信長時代の徳山氏と越前」『若越郷土研究』四〇の三、一九九五年)、谷口克広『織田信長家臣人名辞典第2版』(吉川弘文館、二〇一〇年)、入江康太「徳山五兵衛の実名・通称について」『郷土研究岐阜』第一三二号、岐阜県郷土資料研究協議会、二〇一九年A)、同「徳山五兵衛宛徳川氏重臣書状について―賤ヶ岳合戦後の徳山五兵衛―」『十六世紀史論叢』第二二号、株式会社歴史と文化の研究所、二〇一九年B)などを参照。

(3) 法幢山増徳寺は昭和六十二年(一九八七)徳山ダム建設のため徳山より本巣町(現本巣市)へ移転した。秀現の墓も同所に移されている。

徳山秀現(則秀)墓。(碑文)「慶長十一年十一月廿二日、傑叟玄英居士」



- (4) 前掲註(2) 入江氏論文A。
- (5) 桑原家譜(東京大学史料編纂所写本)、橋本政宣編『公家辞典』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (6) 『京都社寺調査報告XIV』(京都国立博物館、一九九八年)。
- (7) 『北野誌 北野文叢上 地』(国学院大学出版部、一九一〇年)。
- (8) 前掲註(2) 岐阜県史を参照。
- (9) 上村恵宏「徳山氏についての覚え書」(『資料館だより』第八号、各務原市歴史民俗資料館、一九九二年)。
- (10) 『寛永諸家系図伝 第三』(続群書類従完成会、一九八〇年)。
- (11) 『新訂寛政重修諸家譜第五』(続群書類従完成会、一九六四年)。
- (12) 『徳山家文書』(岐阜県歴史資料館所蔵) A1(2)11。
- (13) 『徳山家文書』 A1(2)13。
- (14) 『徳山家文書』 A1(2)14。
- (15) 他に十代・秀起(元次郎)、十一代・秀守が幕府に提出した系図先祖書の写しがある。「略譜」(『徳山家文書』 A1(2)18)、寛政十一年十二月付徳山元次郎「系譜扣」(『徳山家文書』 A1(2)19)、弘化三年九月付「先祖書」(『徳山家文書』 A1(2)10)。
- (16) 『すみだ歴史資料集 古文書・古記録編1 旗本徳山五兵衛家家譜「遺直伝来集」』(墨田区教育委員会、二〇一五年)で翻刻されている。
- (17) 『揖斐郡志』(揖斐郡教育会、一九二四年)。
- (18) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。
- (19) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。なお、謄写本は秀堅(十二代)の娘までで終了しているが、原本には後に以下の通り書き継がれている。

(女子)	某
	秀好 徳山鉄治郎
	明治元年領地奉還当時江戸ヨリ帰濃

女	秀富 明治三十三年八月八日卒 法名秀徳陀殿専道居士 徳山昌之助 室岐阜彦和田氏 明治元年領地奉還当時江戸ヨリ帰濃 岐阜県廳へ出務后福井県廳へ出務 明治二十六年帰郷洗心小学校々長奉職 后那加村々長ヲ務ム 明治三十年二月廿五日卒行年三十九歳 法名崇徳院鐵山秀教居士 岐阜県稲葉郡那加村西市場法蔵寺裡葬ル
女	尾州二之宮松岡氏ノ室
女	養女 南保子

- (20) 「安積家文書」(各務原市歴史民俗資料館所蔵)。付箋に「弘化二年乙巳年高野山江古ク納置候系譜江書継候」とあり、「安積家本1」は弘化三年二月十二日に生誕し同日死去した秀堅の子で終了している。そのため、「安積家本」は弘化三年以降に成立したと考えられる。
- (21) 縫殿助貞友、掃部介光輔、二郎右衛門尉貞隆、宗右衛門尉元康、清左衛門尉直教、権左衛門尉重次の系図を載せる。
- (22) 『徳山村史』(岐阜県揖斐郡徳山村役場、一九七三年)一四二―一五三頁。
- (23) 前掲註(9) 上村氏論文によれば、各務原市内の法蔵寺に徳山氏の系図(法蔵寺本)があるとするが、原本を確認できなかったため、本稿では検討の対象外とした。
- (24) 横山住雄「徳山家文書の伝来と新出徳山家文書の紹介」(『濃飛の文化財』第一九号、一九八九年)。なお同論文に掲載の宮崎隆造氏収集文書は宮崎文庫記念館に所蔵されている。ただし、「徳山家系図」については原本を確認できなかった。
- (25) 例えば、画賛や家譜において則秀は最大で領地二十四万を領したとするが、谷口克広

氏は川角太閤記に記載の加賀小松城を領し十二万石とする記述に対し、「これは大すぎよう」と指摘しており（前掲註（2）谷口氏編書、二十四万石という石高もかなり誇張した数字と考えられる。また、前田利家の没後、則秀が慶長五年正月に徳川家康に仕えた際、入道して秀現と号し、法眼に叙されたとするが、則秀の入道の時期と法眼の叙任については、入江氏によって『重修譜』にある同様の記述は誤りで、実際には家康に仕える前に入道しており（柴田勝家自殺後に高野山に蟄居した頃かとする）、法眼を経ることなく直接法印に叙されたと考えられ、後世に僧位の順に叙されたように『重修譜』に記された指摘されている（前掲註（2）入江氏論文A）。

²⁶ 「徳山氏系図」冒頭系図と同系統の系図である「良月家譜」（徳山家文書「A1（2）15」にも同じ場所に「附録頼意」とある。

²⁷ 「徳山家文書」A1（2）15。

²⁸ 「赤座家文書」（岐阜県歴史資料館所蔵）2662。

²⁹ 友田靖雄「維新動乱期における美濃旧旗本の動向―「上地」された旧旗本徳山家と三浏览家を中心に―」（『岐阜県歴史資料館報』第二六号、岐阜県歴史資料館、一九九三年）。

³⁰ 佐藤彌太郎編『稲葉郡那加村史料』（一九三九年）。

³¹ 『各務原市文書史料目録三』（各務原市教育委員会、一九八四年）。なお、同家には徳山権十郎（秀守）による先祖書の写しである「天保二年一月 徳山家先祖由緒書」も伝わっている（各務原市歴史民俗資料館所蔵の写真版を閲覧）。

³² 上村恵宏氏・長谷健生氏のご教示による。

³³ 各務原市歴史民俗資料館編『かかみ野の風土と産業と人物』（各務原市教育委員会、二〇〇四年）。

³⁴ 前掲註（1）や『資料館だより』第八号（各務原市歴史民俗資料館、一九九二年）表紙に掲載の則秀像は、寸法が一〇二cm×三三cmと表記されており、現状は天地（上下）がやや短めに表装されているものと思われる。

³⁵ 本稿で触れたもの他に、友田靖雄「幕末における旗本徳山氏の動向―新収史料「徳山家文書」の紹介を兼ねて―」（『岐阜県歴史資料館報』第二五号、岐阜県歴史資料館、一九九二年）。

³⁶ 発掘調査の成果として、『岐阜県文化財保護センター調査報告書 第76集 徳山陣屋跡』

（財団法人 岐阜県文化財保護センター、二〇〇二年）、各務原市埋蔵文化財調査センター編『各務原市文化財調査報告第39号 徳山更木屋敷跡発掘調査報告書』（各務原市教育委員会、二〇〇四年）。



写真① 徳山二位法印則秀肖像（部分）

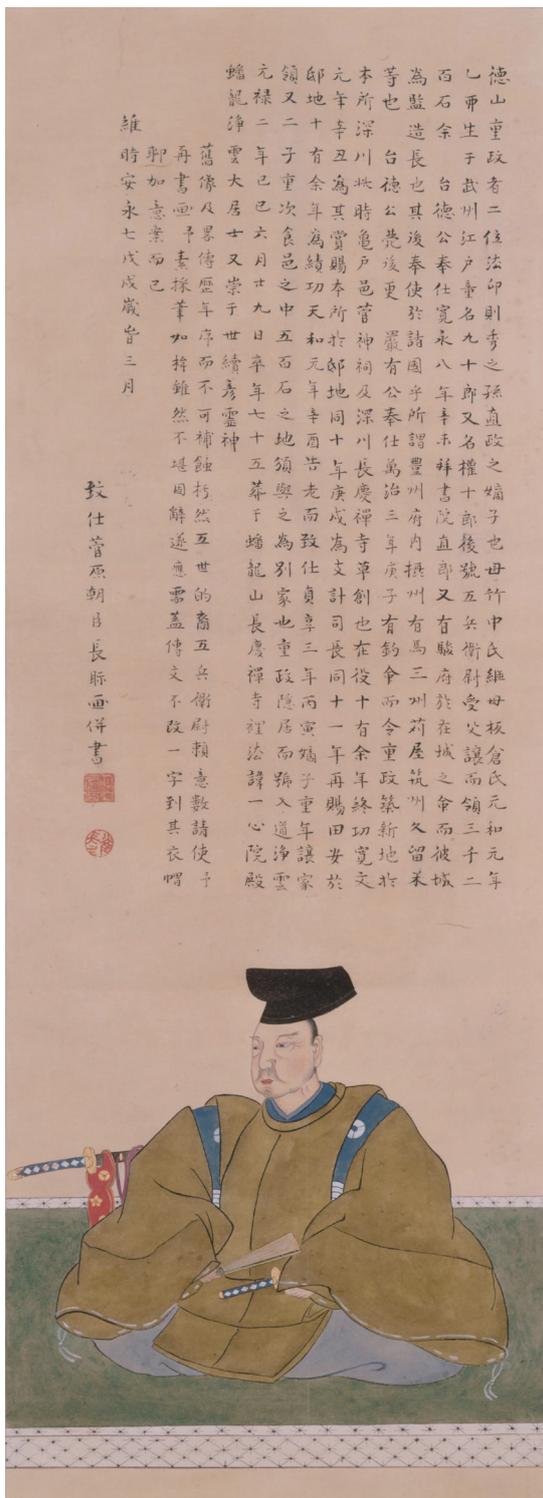
德山二位法印則秀肖像

德山氏者其先出將軍坂上田村鷹自田村鷹廿五代曰右金吾貞信有女子
 無男子因土岐美濃守賴世之男七良二郎賴長為婿改貞長其子曰貞次母
 貞信女也後侍從兼出羽守又改教長自教長四代德山則秀天文十三甲辰
 年正月十一日生於濃州德山北出邑幼名孫三郎後號五兵衛尉父兵庫允
 貞孝母多治見修理亮國秀女則秀實貞孝三男也為家嫡矣則秀者當家中
 興之豪傑也仍繼惣領職崛起於德山蠶食隣邑以勇力掠畧近國漸以強大
 也遂領土四萬石而為加州御幸塚之城主故一族皆服從其麾下屬于織田
 信長公之幕下所軍功不可收攀也其十一二載在史錄信長公屬于禁田蓋
 後豐臣秀吉公與越前牧柴田修理亮勝家結兵之日叛秀吉公屬于禁田蓋
 勝家之甥佐久間玄蕃允盛政以為則秀之婿故也既而江州榊筒瀬之合戰
 柴田不利勝家盛政等悉就死因暫整于高野山寶珠院護往于加州從前田
 利家卿是外戚因故也利家卿薨後東照神君召則秀於駿府先是為入道
 弟秀現着法衣拜謁神君乃賜本領德山及五千石采地而叙法眼且侍座
 御側每評論軍旅之可否慶長十己年四月叙二位法印此時以有馬玄浦
 金森德山德永柔山新庄等補七法印餘皆三位法印也秀現獨叙二位法印
 者以為四位侍從故也慶長十一丙午年十一月廿二日卒于時六十三歲于
 德山法幢山增德禪寺裡法謚青雲院殿二位法印傑叟玄英大居士同所崇
 于二位靈神

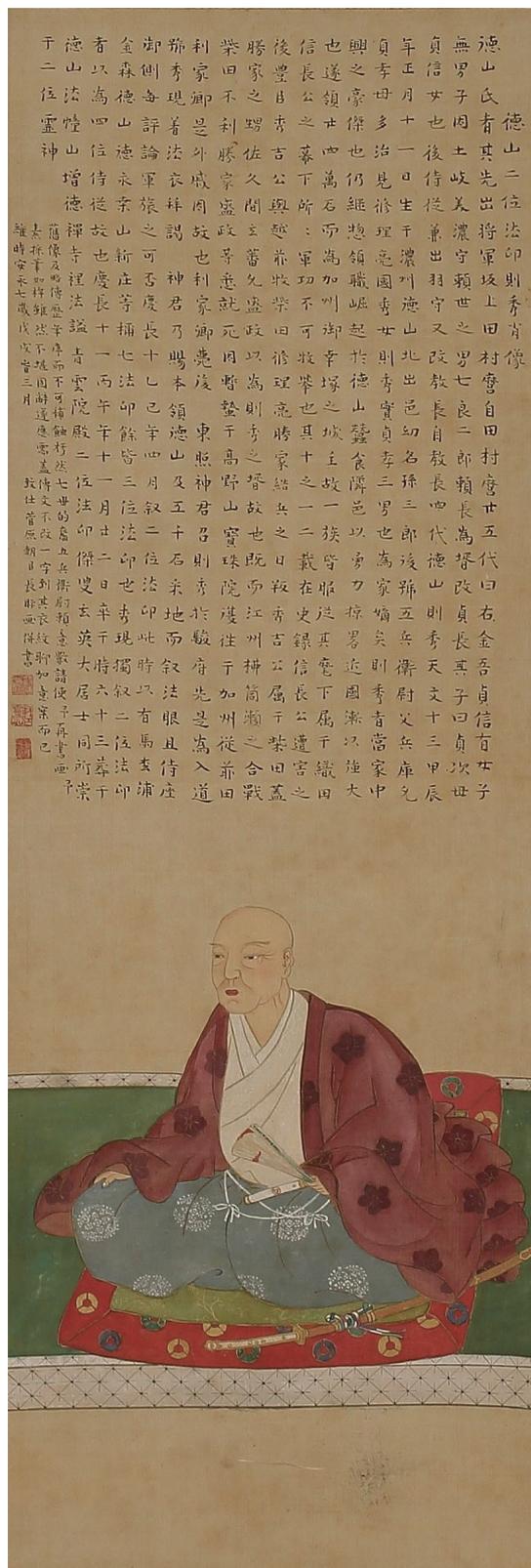
舊像及略傳歷年序而不可補蝕朽然七世之裔五兵衛尉賴意數請使予再書畫
 素採筆如梓雖然不堪固辭遂應需蓋傳文不改一字到其衣紋聊加意案而已
 維時安永七歲戊戌三月

致仕菅原朝日長時畫保書

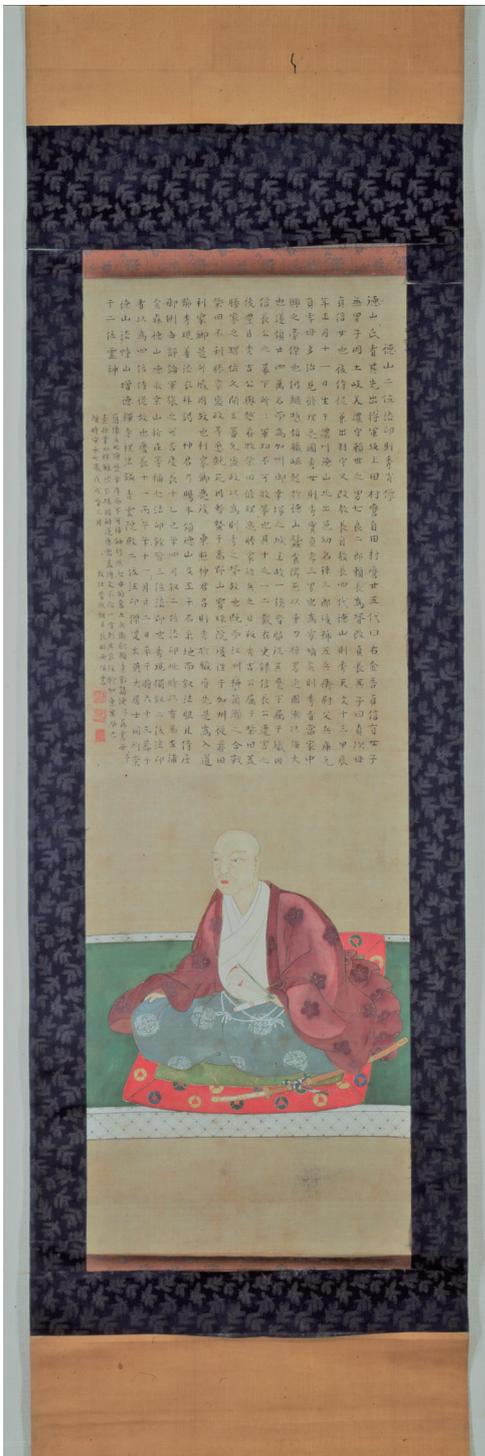
写真② 德山二位法印則秀肖像 画賛



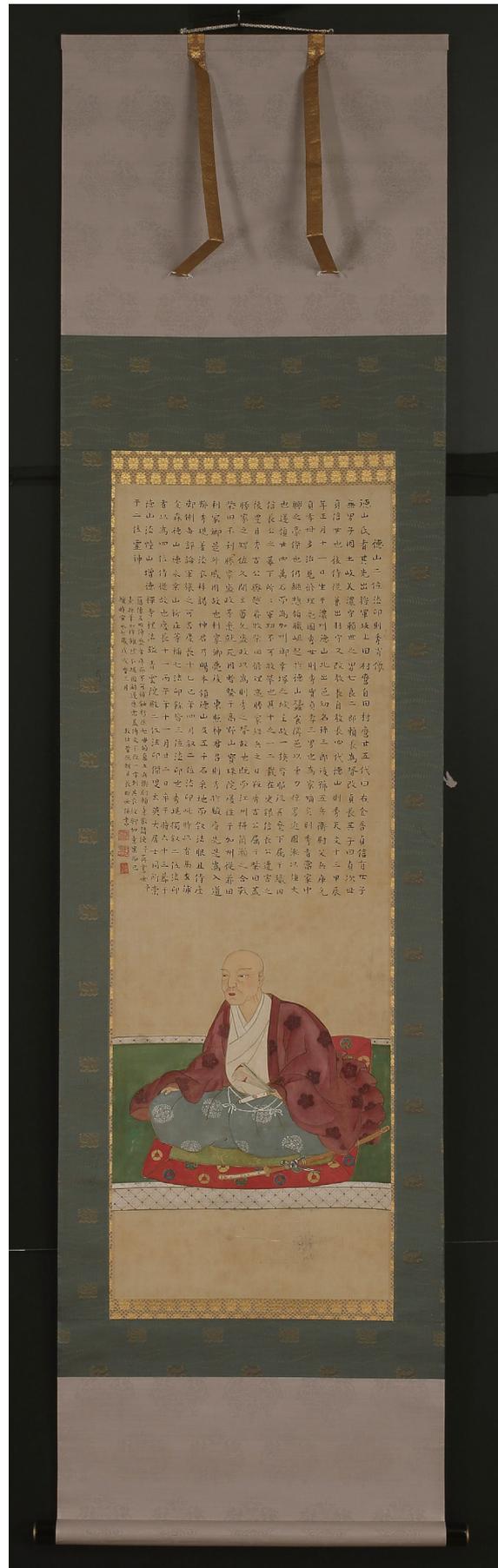
写真④ 徳山重政画像
 (東京大学史料編纂所所蔵模写)



写真③ 徳山二位法印則秀肖像

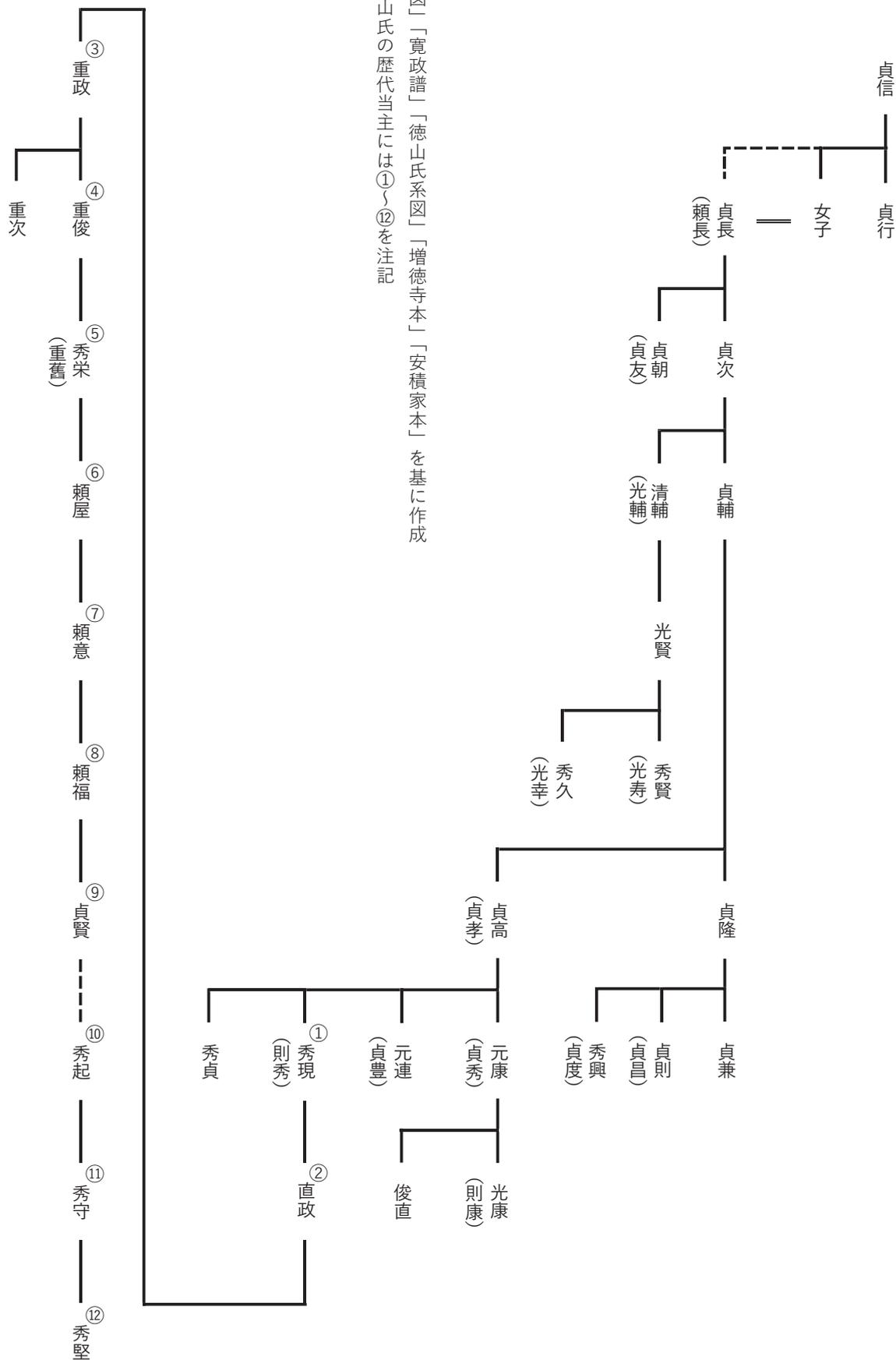


写真⑥ 坂井順雄氏所蔵期の則秀像
(各務原市歴史民俗資料館提供)



写真⑤ 徳山二位法印則秀肖像（全体）

徳山氏略系図



・「寛永図」「寛政譜」「徳山氏系図」「増徳寺本」「安積家本」を基に作成
 ・旗本徳山氏の歴代当主には①～⑫を注記